

高橋義明^a

要約

様々な消費者事故の発生は2009年の消費者庁設立を求める大きな要因となったが、消費者事故は現在も減少していない。誤使用か否かを消費者と事業者が争っていても事故は減っていない。むしろ予見される誤使用が存在するのであれば、その発生を事前に予防する措置を採ることが事故を減らす上で重要になる。そこで本稿は消費者安全に対する認知や危険行動についてアンケート調査で聞き、行動経済学からの知見を得るために危険回避度などと回帰分析を行った。その結果、危険行動を「問題なし」と考えている者は危険行動を行っており、安全学習が一定程度の事故予防につながることを確認された。しかし、それだけに止まらず、せっかちな者がカップ型ゼリーを子どもに与えたり、脚立の天板に立ったりすることが分かった。今後は学習・啓発だけでなく、せっかちな者が事故を起こさないような法体系や製品設計といったシステムを構築することが求められる。

JEL classification: D18, D81, J28

キーワード: 消費者事故、消費者行動、危険回避度、時間割引率

^a 筑波大学システム情報系, ytaka2001@hotmail.co.jp

1. はじめに

日本ではこんにゃくゼリーによる幼児窒息死、ガス瞬間湯沸器改造による一酸化炭素中毒死傷事故、エレベーター事故など死亡事故が発生しても対応する法律がなく、行政対応が遅れるいわゆる隙き間事案が長らく発生していた。このような様々な消費者事故の発生は2009年の消費者庁設立を求める大きな要因となり、消費者庁の設立とともにこうした事案に対応するために消費者安全法が成立している。さらに、事故原因究明の調査を行い、被害の発生・拡大の防止を図るため、消費者庁に消費者安全調査委員会が2012年10月1日に設置された。このように消費者安全は消費者の生命・身体に関わるため、消費者政策の中心課題となってきた。一方で消費者安全事故は誤使用として消費者の自己責任を問われることが多い。しかし、消費者庁設置や消費者安全法の制定によっても消費者事故は減少していない。誤使用か否かを消費者と事業者が争っていても事故は減っていない。むしろ予見される誤使用が存在するのであれば、その発生を事前に予防する措置を採ることが事故を減らす上で重要になる。そういう意味でも消費者事故への対応策を考える上で行動経済学からの検討は意義がある。そこで本稿は消費者安全に対する認知や危険行動についてアンケート調査で聞き、個人属性（年齢、性別、所得、学歴など）に加え、危険回避度などと回帰分析を行う。

2. 消費者事故を取り巻く環境

2. 1. 消費者事故の推移

現在、消費者安全法により消費者事故は消費者庁に通知されることになっている。2013年度に消費者安全法に基づき通知された件数は1万2,627件にのぼる（消費者庁、2014）。そのうち財産被害に関わる事故が9,116件と前年度比8.1%の減少となる一方、生命・身体に関わる事故が3,511件と前年度比24.8%増となっている。生命・身体に関わる事故のうち、死亡などの重大事故は1,317件と前年比ほぼ横ばいで推移している。重大事故の8割は家電製品等による火災（1,088件）であり、次に転落・転倒（77件）、化学物質による事故（50件）となっている。重大事故にはならなかった生命・身体に関わる事故（2,194件）では火災までには至らなかった発煙・発火・加熱（672件）、食中毒などの中毒（661件）がそれぞれ3割を占めている。そのような中、消費生活センターなどに寄せられる危害・危険相談は2004年度の8,144件から2013年度の20,226件へと2倍以上に増加しており、消費者を取り巻く安全の問題は消費者庁設置以降も大きな課題であることが分かる。

2. 2. 先行研究

消費者行動や意思決定と危険回避度との関係をみたものとして放射線照射、BSE など食品に関して分析したものが多くある。これらからは危険回避度が高いほど食品リスクを避けるとの結果が得られている (Fox, et al. 2002, Schroeder et al. 2007 など)。一方、本稿が対象とする家電製品・日用品などと危険回避度との関係を分析したものはなかった。さらに時間割引率と消費者安全行動との関係をみたものもみられなかった。

2. 3. 仮説

消費者安全に関わる行動に与える要因として認識不足、危険回避度、時間割引率が考えられる。つまり、それぞれに 1) 知識が不足している結果、その危険を知らずに行動を取ってしまう、2) 危険回避度との関係では危険を知っていても危険な行動をとってしまう、3) 時間割引率との関係では面倒でそのままにしておいた結果、危険を招いてしまうといったケースが考えられる。つまり、仮説 1 として「消費者が遭う危険に関する認知が薄いために危険な行動をする」、仮説 2 として「危険回避度が低い (リスクを取る) 者が危険な行動をする」、仮説 3 として「双曲割引を示す者は危険な行動をする」が考えられる。以下ではアンケート調査結果を踏まえて具体的危険行動に関してこれら 3 つの仮説が正しいかをロジスティック回帰分析にて検証する。

3. 消費者事故に関する分析結果

3. 1. 消費者事故に関連する安全認識と実際の日常行動

2013年2月に筆者らが行ったインターネットアンケート調査において消費者事故を引き起こす行為についての危険認識と実際の日常行動について回答を求めた。同調査は2010年10月を初回とするパネル調査であり、2013年2月時点の有効回答数は6,157人であった。

まず消費者事故を引き起こす行為についての危険認識について10つの事例を挙げて「大いに問題」から「まったく問題ない」という5件法で尋ねた。危険を認知しており、問題あり(「大いに問題」と「多少問題」の計)と回答した者の割合で見ると、「石油ストーブの火を消さずに給油をした」行為を80.1%が最も多かった。石油ストーブの火を消さずに給油をした場合にはこぼれた灯油がストーブの火に引火し、火災が起きるが、こうした行為が危険であることは多くの者が認識していた。また「安定するのでカセットコンロをガスコンロの上において使用した」(73.6%)、「IH調理器はどんな鍋でも使用できるので、様々な鍋で調理をした」(65.8%)は過半が「問題あり」と回答していた。

一方、問題ありと回答した者が最も少なかったのは「風呂釜を使用中、台所の換気扇を回した」であった（9.9%）。この事例では「まったく問題ない」と回答した者が36.3%も占めた。しかし、風呂を沸かしている、シャワーを使用しているときに台所の換気扇を使用すると風呂釜の排気が浴室に逆流することで一酸化炭素中毒を起こす場合があり、危険な事例である（NITE, 2012）。2009年には東京にて2名が一酸化炭素中毒になっている。「寒いので湯たんぽを足においた」行為も問題と回答した者は33.8%に止まった。このようなケースでも2009年7月に広島県で低温やけどを負う事故が発生している。また、脚立の一番上の水平部分（天板上）で作業をしないことが労働局の脚立災害防止のための留意事項として挙げられている。脚立に張られたシール上の注意書きに書かれていることも多い。しかし、「金属製脚立の一番上の水平部分に乗って作業をした」行為も問題と回答した者は47.3%と半数以下に止まった。

なお、「料理時間を短くするため、ガスコンロとグリルを同時に使用した」は近年、出力が大きいものが増え、安全上特段問題なく、認知の比較のために入れたものであるが、問題があるとした者は12.4%と少なかった。

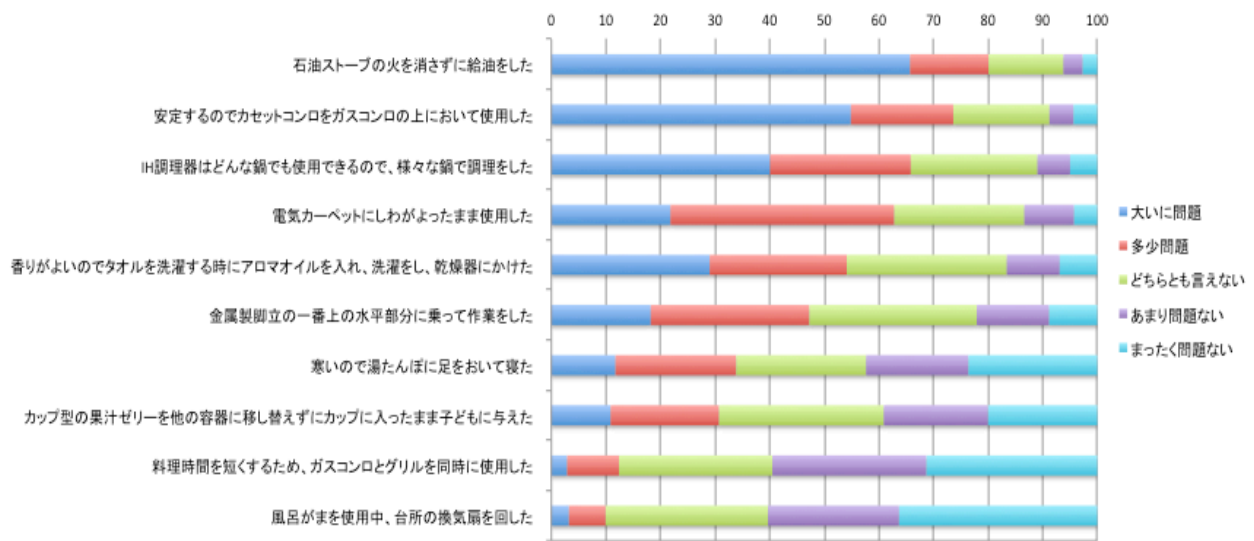


図1 消費者事故に関する安全認識

次に消費者事故が発生している事例に関連する危険な行動・行為を日常生活で実際にしているかについて質問をした。「該当しない」と答えた者を除いてこうした行為を行う者（「よく行う」「たまに行う」の合計）の比率を確認したところ、最も多かったのがタコ足配線であった（52.9%）。「たまに行う」までを含めると4分の3（75.9%）が行っていた。次に多かったのが「カップ型の果汁ゼリーを他の容器に移し替えずにカップに入ったまま子どもに与える」行為であった（44.0%）。脚立の一番上の水平部分（天板上）での作業についても行う者が26.9%で、「たまに行う」まで含めると半数（50.0%）を占めた。一方、

「車の電動スライドドアが勝手に閉まり、挟まれる」は2.8%と相対的に少なかった。国民生活センターのテスト結果によると、車の電動スライドドアに挟まれたときの衝撃力は、大きなものは200kgfを超え通常のドアの開閉に比べ2倍以上となり、大きな事故につながる（国民生活センター，2006）。

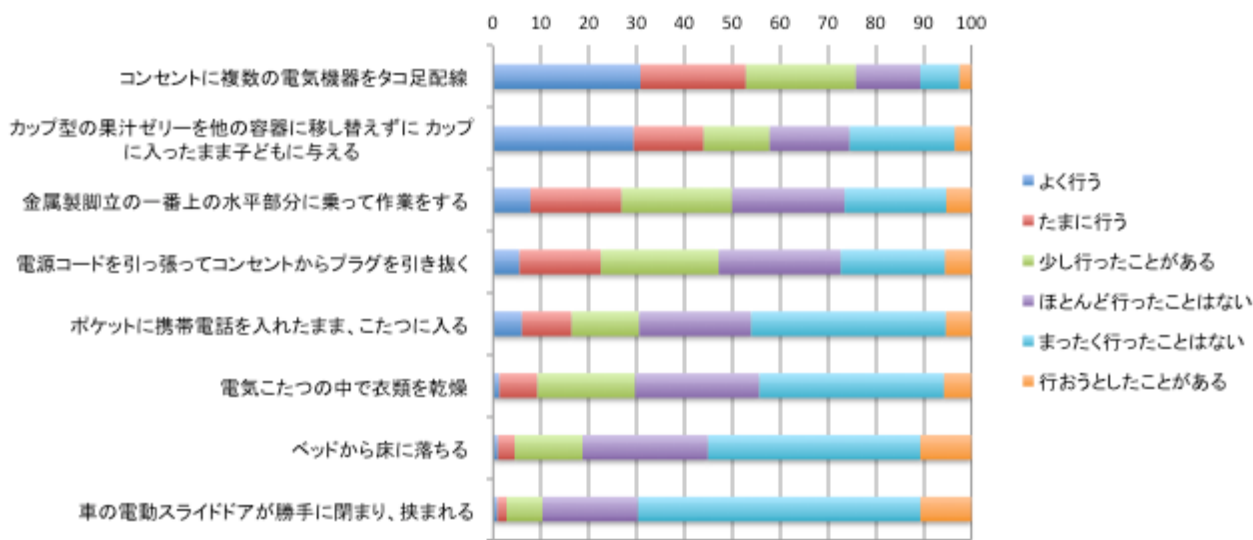


図2 日常生活による危険行動・行為の有無

3. 2. 消費者事故の行動経済学からの検討

行動経済学の知見を得るため、被説明変数を3. 1でみた行動を行った者とするロジスティック回帰で分析を行った。説明変数は性別、年齢階層、婚姻関係、子どもの有無、学歴、消費者教育受講経験、消費者知識、消費者としての自己評価に加え、危険回避度、時間割引率、危険非認知とした。

危険回避度は様々な計測方法が提案されている。宝くじのほか、Dohmen et al. (2011) は大規模社会調査において一般的リスク、領域別リスクの受容意思について0から10までの11件法による質問回答の有効性を示した。本稿ではDohmen et al. (2011) を参考に危険回避度を「あなたは一般的にリスクを取る方ですか、リスクを避ける方ですか。次の事項に関して、リスクを積極的に取る場合は10、リスクをほとんど取らない場合は0として、あなたは0から10のうち、どれくらいですか。」に対する回答として求めた。また時間割引率については1日後と7日後、90日後と97日後を比較する質問で前者の回答から求めた割引率(D1)が後者の回答から求めた割引率(D2)よりも高い場合に双曲割引(Hbdisc)とするダミー変数を使用した¹。危険非認知は安全上問題のないガスコンロとグリルの同時使用を除き、3. 1で

¹ D1の平均値はD2の平均値よりも有意に高い。

みた9つの事例について「まったく問題がない」と回答した場合を5点、「大いに問題」と回答した場合を1点とした点数総計で測定した。

カップ型ゼリーと脚立のケースについて双曲割引、危険回避度、危険非認知の影響をロジスティック回帰分析に基づいた結果をオッズ比で表したのが表1である。カップ型ゼリー、脚立とも双曲割引が最もオッズ比が高く、危険非認知が続いた（仮説2、3）。一方、危険回避度については仮説1は該当しなかった。つまり、当該行為は問題ないと考えている者はそのような行為をする者が多かっただけでなく、せっかちな者でもあることが分かった。それ以外の要因として女性、子どもがいる、低学歴の者でカップ型ゼリーを他の容器に移し替えずにカップに入ったまま子どもに与える者が多かった。脚立のケースでは性別は関係なく、子どもがいる、年齢が高い、低学歴が影響していた。

表1：オッズ比（ロジスティック回帰分析に基づく要約表）

	カップ型ゼリー	脚立
双曲割引	1.189	1.147
危険回避度	0.934	0.981
危険非認知	1.044	1.023

4. おわりに

上記の分析の通り、消費者事故が起きている事例について「問題なし」と考えている者は消費者事故を引き起こす行為を行っていた。つまり、問題ありのケースについて危険を知る安全学習が一定程度の事故予防につながることを確認された。しかし、それだけに止まらず、せっかちな者がカップ型ゼリーを子どもに与えたり、脚立の天板に立ったりしたことが分かった。今後は学習・啓発だけでなく、せっかちな者が事故を起こさない法体系や製品設計といったシステムを構築することが求められている。

引用文献

独立行政法人国民生活センター，2006. 自動車のドアに挟む事故（概要）- ドアに関する事故の分析とスライドドアのテスト - （2006年1月）. http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20060110_1g.pdf

独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE），2012. こんな事故にもご用心 No.23.

消費者庁，2014. 平成26年版消費者白書（2014年6月）.

http://www.caa.go.jp/adjustments/index_15.html

Dohmen, T., Falk, A., Huffman, D., Sunde, U., Schupp, J., & Wagner, G. G. (2011). Individual risk attitudes:

Measurement, determinants, and behavioral consequences. *Journal of the European Economic Association*, 9(3), 522-550.

Fox, J. A., Hayes, D. J., & Shogren, J. F. (2002). Consumer preferences for food irradiation: How favorable and unfavorable descriptions affect preferences for irradiated pork in experimental auctions. *Journal of risk and Uncertainty*, 24(1), 75-95.